資料№.２

○三条市体育文化会館条例

平成30年12月18日

条例第28号

（設置）

第１条　市民のスポーツ及び文化活動並びに交流の活発化を図るため、三条市体育文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三条市体育文化会館	三条市荒町二丁目1番3号

（施設）

第３条　会館の施設は、次のとおりとする。

(1)　アリーナ

(2)　マルチホール

(3)　マルチルーム

(4)　マルチスタジオ

(5)　多目的練習場

(6)　トレーニングルーム

(7)　ロビー

(8)　ホワイエ

(9)　屋外広場

（指定管理者による管理）

第４条　会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　第１条の目的を達成するために必要な業務

(2)　会館の使用の許可に関する業務

(3)　会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（開館時間）

第６条　会館の開館時間は、午前９時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第７条　会館の休館日は、設けないものとする。ただし、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に休館することができる。

（使用の許可）

第８条　会館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

２　指定管理者は、管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（使用の不許可）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。

(1)　会館を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(2)　公の秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3)　その他管理運営上支障があると認めたとき。

（使用期間の制限）

第10条　会館の使用期間は、引き続き５日を超えることができない。ただし、特別の事由があると指定管理者が認め市長の承認を得たときは、この限りでない。

（利用料金）

第11条　第８条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

２　指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

３　利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

４　利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

（利用料金の減免）

第12条　指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第13条　指定管理者が既に収受した利用料金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1)　使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。

(2)　使用者が使用の取消しの申出をした場合で、指定管理者が正当な事由があると認めたとき。

（目的以外の使用等の禁止）

第14条　使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別の設備等）

第15条　使用者は、会館の使用に当たって、特別の設備を設け、又は既存の設備を変更することができない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

２　前項ただし書の許可を受けた場合に要する費用は、当該使用者の負担とする。

（使用許可の取消し等）

第16条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができる。

(1)　使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2)　指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3)　その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

２　前項の場合において、使用者に損害があっても、指定管理者は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第17条　使用者は、会館の使用を終了したとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

（損害の賠償）

第18条　使用者が、故意又は過失により建物及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（市による管理）

第19条　三条市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年三条市条例第９号）第９条の規定により市長が会館の管理の業務を行う場合にあっては、第６条から第13条まで（第11条第２項を除く。）、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、第６条ただし書及び第７条ただし書中「指定管理者が必要と認め市長の承認を得た」

とあるのは「市長が必要と認めた」と、第８条及び第９条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条ただし書中「指定管理者が認め市長の承認を得た」とあるのは「市長が認めた」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第１項中「その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」とあるのは「使用料を」と、同条第３項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第４項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条各号列記以外の部分中「指定管理者が既に収受した利用料金」とあるのは「既納の使用料」と、同条第２号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条第１項ただし書及び第16条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和元年規則第２号で令和元年12月１日から施行）

別表（第11条関係）

１　アリーナ、マルチホール等

区分	1時間当たりの利用料金	
アリーナ	全面	4,000円
	半面	2,000円
マルチホール	全体	4,000円
	舞台部	1,500円
	客席部	2,500円
マルチルーム1	全体	800円
	1区画	400円
マルチルーム2	全体	2,100円
	1区画	700円
マルチルーム3	全体	1,600円

	1区画	200円
マルチスタジオ1	200円	
マルチスタジオ2		
マルチスタジオ3		
多目的練習場	2,000円	

備考

1　使用時間数に１時間に満たない端数時間があるときは、１時間とみなしてこの表を適用する。

2　営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の３倍の額の利用料金を徴収する。

2　トレーニングルーム

区分	利用料金		
トレーニングルーム	大人（高校生以上）	1人1回につき　400円	
		定期券	1か月　2,700円
			3か月　6,700円
			6か月　12,000円
			12か月　20,000円
	中学生	1人1回につき　200円	
		定期券	1か月　1,350円
			3か月　3,350円
			6か月　6,000円
			12か月　10,000円

3　ロビー等（営利又は営業を目的とする使用に限る。）

区分	1時間当たりの利用料金
ロビー	1平方メートル当たり　10円
ホワイエ	
屋外広場	

備考

1　１件の利用料金が100円に満たない場合にあっては、これを100円とする。

２　使用時間数に１時間に満たない端数時間があるときは、１時間とみなしてこの表を適用する。

３　専用して使用する面積が１平方メートル未満であるとき、又はこの面積に１平方メートル未満の端数があるときは、１平方メートルとして計算する。